

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年6月3日

佐伯市長 田中 利明

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

旧佐伯市【変更】

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年5月29日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人	8経営体
個人	57経営体
集落営農（任意組織）	0組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業の将来のあり方

- ・現在耕作している者は営農が継続できる間は自分で農地を維持・管理し、耕作が困難になった場合は、地域の中心となる経営体に集積する。